

個人情報取扱特記事項

久留米市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、緊急通報システム業務（警備員派遣方式・固定電話回線未使用方式）における個人情報の取扱いについて、次のとおりとする。

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第2条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（目的外利用・提供の制限）

第3条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失、き損を防止し、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄、又は消去しなければならない。

（報告）

第6条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じた

ときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8条 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。